

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和5年6月9日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番	鈴木	勝利
2番	伊藤	知子
3番	藤田	尚美
4番	磯山	和男
5番	池辺	己実夫
7番	水梨	伸晃
8番	塚原	正彦
9番	遠藤	憲子
10番	大森	和夫
11番	加藤	政之
12番	出澤	大
13番	山本	伸子
14番	小松崎	伸
15番	伊藤	裕一
16番	柳井	哲也
17番	杉森	弘之
18番	須藤	京子
19番	黒木	のぶ子
20番	高嶋	基樹
21番	諸橋	太一郎
22番	石原	幸雄

1. 欠席議員 1名

6番 甲斐 徳之助

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	二野屏 公 司
総務部長	飯 野 喜 行
市民部長	小 川 茂 生
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建設部長	長谷川 啓 一
教育部長	吉 田 茂 男
会計管理者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘書課長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財政課長	糸 賀 修
総務部次長兼 人事課長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	神 戸 千 夏
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下水道課長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和5年第2回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和5年6月9日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 一般質問
- 日程第 2. 議案第30号 牛久市文化財保護条例について
- 日程第 3. 議案第31号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第32号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第33号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第34号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第35号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8. 意見書案第1号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について
- 日程第 9. 意見書案第2号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出について
- 日程第10. 議員提出議案第2号 特別委員会の設置について
- 日程第11. 議員提出議案第3号 特別委員会の設置について
- 日程第12. 議員提出議案第4号 特別委員会の設置について
- 日程第13. 議員提出議案第5号 特別委員会の設置について
- 日程第14. 休会の件
- 追加日程第1. 交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第2. 議会改革推進特別委員会委員の選任について
- 追加日程第3. 広聴特別委員会委員の選任について
- 追加日程第4. 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会委員の選任について

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

6番甲斐徳之助議員より遅参の申出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 改めまして、おはようございます。日本共産党の遠藤憲子でございます。

関東地方が梅雨に入りました。先週の台風の影響で地盤が緩んでいるところもあり、土砂災害や道路の冠水などに十分な注意をと、かっぱメールで知らせております。ぜひ私たちがそういうような危機感を持って参考にしていきたいと思っています。

それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

今回は2項目について行います。

初めに、太陽光発電施設のガイドラインについてです。

今回なぜ取り上げるのかは、私、車で走行中に広大な太陽光発電施設の建設中と思われる木の伐採や造成工事を目にしました。また、さくら台近くの団地で、新たに住宅の造成工事か、このように思いましたが、よく見ましたら太陽光発電施設の建設予定の看板が出されていたからです。

そこで、市内における準備中も含めました太陽光発電施設の設置状況について伺います。

現在は、太陽光発電施設の設置に関しましては県のガイドラインに沿い、ガイドラインで定める事項が示されております。市との事前協議、地域の理解促進、施工に当たって配慮すべき事項、工事完了時の報告などとなっております。県のガイドラインでは50キロワット以上となっておりますが、合算した出力が50キロワット以上になる分割案件も対象としております。また、50キロワット以下でもガイドラインを参考にするように、このようになっております。市内の太陽光発電施設の設置状況、また、これから設置が計画をされている現在までの状況をお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 市内における準備中も含めた太陽光発電施設の設置状況につきましては、牛久市では茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づき、出力50キロワット以上の事業用太陽光発電施設設置をする場合、事業者は市に事前協議を行うよう指導しております。

これまで、茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づき市に届出された出力50キロワット以上の事業用太陽光発電施設に関わる事前協議の件数につきまし

ては、ガイドラインが施行された平成28年10月より令和3年度末まで12件、令和4年度は、これから稼働する施設や申請中も含めまして9件です。これまで、総数で21件の届出がございました。令和5年度は、現在のところ事前協議の申請はありません。

また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」、いわゆるFIT法ですが、こちらに基づく固定価格買取制度等を利用する事業者は、国の経済産業省資源エネルギー庁に届出をし、認可されるものではございますが、FIT法によらず直接業者間での契約や自己消費の場合など、市では把握できない状況でございます。

太陽光施設設置に関わる全ての情報が市に入るわけではございませんが、50キロワット未満の太陽光発電の設置でありましても、農地法や森林法等の関係法令の事前手続の照会や事業者等から事前協議・相談等があった場合には、周辺住民への影響に配慮するとともに、関係法令を遵守し、茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を参考に、適正に計画、施工、維持管理、廃棄するよう指導してございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今の部長の答弁ですと、全てこの県のガイドラインに沿って進めているわけではないということでした。現在で21件ですか、そういうような件数だということですが、とてもとてもこのような県のガイドラインに沿った内容ではなく、もう既に、インターネットとかで調べますと、牛久市のそういう太陽光についてあらゆるものがいろいろと出てきております。確かにこれは民間が開発したものということであると思えますけれども、そういうような状況で、市では要するに県のガイドラインに沿ったものしか把握をしていないということではないのですか。ちょっとその辺、確認をしたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 事前協議が上がってくるものにつきましても、50キロワット以上のものが上がってきます。ですから、今私が言った21件につきましても、それは50キロワット以上のものということになります。

先ほど答弁させていただいたものについては、例えば50キロ未満でありましても、事前に相談があったり、それから他法令の問合せがあったときには、こういうふうなガイドラインがありますという御紹介をさせていただいていますというふうに答弁させていただきました。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 いろいろと地域の中でも、いろいろな市民生活に及ぼす影響というのが私どもにも聞いております。この太陽光発電がある日突然というか、そういうような設置をされるということが、事前のそういうような状況がなく、そういうような状況が起こり、地域の住民とのトラブルが発生をしているという状況なんかも聞いております。

この太陽光発電が、自然環境や景観、防災や市民生活に及ぼす影響について、市民などからこのような太陽光発電設置に当たって住宅の環境とか自然環境、景観の変化、防災、土砂崩れのお

それ、またパネルの廃棄などで、この影響について意見が市に寄せられた場合、そのような相談が市民から住民から寄せられた場合、市はどのように対応しているのかお尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 太陽光発電の自然環境、景観、市民生活への影響に対する指導につきましては、50キロワット以上の事業用太陽光発電施設を設置する場合、茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、生活環境・景観へ配慮の観点から、騒音の対応、除草の対策、緩衝帯の設置、フェンス・植栽等、様々な対策につきまして十分な検討や調整を助言・指導しております。

また、防災・安全への配慮といたしまして、崖地対策、雨水対策などにつきましても、1ヘクタールを超える敷地の場合、災害等を誘発しないよう、浸透池の設置や排水路の適切な配置を指導しております。

さらに、本ガイドラインに規定している「設置するのに適正でないエリア」といたしまして、森林法の保安林、農地法の農用地区域、景観法の景観形成重点地区を定めておりますが、牛久市では農用地区域や景観計画の重点地区が該当しており、それらへ設置する計画については、関係部局と十分調整し、慎重に協議をしております。

あわせまして、地震時の耐震性や強風などの安全対策につきましても、パネルを固定する架台が日本産業規格に適合しているか、のり面に設置する擁壁など安全対策に関わる内容を施工に当たって配慮すべき事項として確認・指導してございます。

市民生活への影響に配慮すべき事項として、パワーコンディショナー等からの騒音や振動を緩和するため、緑地等の緩衝帯の設置や敷地・道路境界から離隔距離の確保、またパネル反射等の光害の防止のための太陽光パネル低反射タイプの採用やパネルの傾き調整等、計画段階から事業者と地域住民と共生が図れるよう事前協議を実施しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、部長の答弁ですと、あくまでも50キロワット以上の太陽光発電設備というふうに理解をするんですが、県のほうのガイドラインでは、50キロ以下でもそのようなことを守るといようなことが記述があります。今、市民から相談があった場合、それでも解決をしない場合、市ではどういうふうに対応しているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 1つ、先ほども御答弁させていただきましたが、50キロ以下につきましては、事前協議のガイドラインに入っておりませんので、それについては我々、先ほど答弁させてもらったとおり、ちょっと把握も全部できないので、相談があった場合、もしくは他法令で問合せがあった場合には、こういうふうな内容がありますというふうな周知をさせていただいております。

それと、それでも解決しない場合という2つ目の御質問なんですが、ガイドラインにおきましても、我々の事務取扱基準におきましても、事業者のほうで誠意を尽くして対応するようにとい

うふうなことになってございます。一堂のそういう協議とか説明ではなくて、実際何回も話をしていたり、そういうふうなことで対応されているのが現状でございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 確かに、あくまでもガイドラインというのは自主的に遵守するような、そういうような推奨されるルールを指していると思いますね。指針とか行動規範、そういうふうと呼ばれています。これに強制力と実効性がないということがやっぱり一番問題じゃないかと思えます。

しかも、今50キロワット以上については、この県のガイドに沿っていろいろと配慮すべき事項、そういうのも出ていると思いますが、50キロワット以下であったとしても、例えば住宅地の中に突然そういうものが出た場合、生活環境とか騒音対策、誠意を尽くしてやるよというこの御答弁でありましたけれども、私、先日、上池台にあります障害者の方の施設のところをちょっと訪問しましたがけれども、その施設が建ったときには周りは全部空き地というか、地主はもちろんいたんでしょうけれども、そういう状態でした。ところが、しばらくして太陽光ができるということで非常にびっくりして、多分市にも相談に行ったんだと思いますよ。そうしましたときに、市としては、誠意を持ってというか緩衝で植栽だとかそういうようなことを言えばどうかなというような簡単な、そういうような対応だったというふうに聞いています。先日、そこを訪ねましたところ、施設の周りが全て太陽光の施設、パネルで埋め尽くされているんですね。団地の中の一つですけども、そういうような状態が、たしか50キロワット以下かもしれません。全然景観が変わる、生活環境が変わってしまうわけですね。

そういうような状況を、市でやはり相談があったときに、その業者の方との間に入って何らかの解決方法、解決にいかなくてもせめてそういうような対応というのは市ではできないんでしょうか。ちょっとその辺、法律に基づいてのということであるかもしれませんが、やっぱり市民の環境を守るというところでは非常に問題だというふうに考えますが、再度ちょっと市の対応についても答弁を求めます。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 先ほどの答弁の繰り返しになってしまうかもしれませんが、太陽光を設置するという自体については、我々のほうでそれを中止させるというわけにはいかないんですけども、当然、今議員がおっしゃっているとおり、敷地境界とかそういうところから隣地のほうから離隔距離を取っていただきたいとか、目隠しとなるような植栽をできないかというふうな話をさせていただいたり、コンデンサー、いわゆる音が振動がするような施設が中にはあるんですけども、今、なかなか低音とか低重心のやつでいい機械ができてはいるんですけども、そういうものについては中に入れて、中に入れてというのは敷地から外して中に入れてほしいと。業者のほうでもある程度メンテしたりいろんなことがあるので難色を示したりすることもあるんですけども、音とかそういう景観とかの問題があるので中に入れてくださいという話は、我々のほうでさせていただいております。

ただ、先ほどからの繰り返しになりますが、議員もおっしゃっているとおり、強制とかそういう話じゃありませんので、あくまでもお話をさせていただいて理解を求めると。住民のほうでもそのようなお話がもちろん出ておりますので、共存共栄ということで御協力してくださいという話を何度も何度もさせていただいているというふうな状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、牛久市は県のガイドライン、これを遵守してやっておりますが、県内では21の市町村でガイドラインではなく条例を制定しています。

牛久の議会では、令和5年の第1回臨時議会で住民から条例制定の請願が出されました。内容は、太陽光発電施設等が景観や住居環境、地域環境に及ぼす影響もあり、市民の生活環境を守ることから、太陽光発電施設等の調和を図りながら良好な環境、市民生活を確保するために条例の制定を求めるものでした。この請願は全会一致で採択をされております。また、今年の3月の定例会、これでも太陽光発電施設についての決議を議会では全会一致で可決をしています。

市独自のガイドラインの設置、さらに進んで条例の設置についての考え、伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 現在牛久市では、茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づいた事務取扱基準を設け、出力50キロワット以上の事業用太陽光発電施設を設置する場合、事前協議を行うよう指導しております。事務取扱基準では、事務概要書の提出に先立ち、まず近隣住民への説明を行った後、その結果を事業概要書とともに提出いただくよう指導しております。

具体的には、地元行政区長に事業概要を説明し、相談の上、地元住民への説明範囲、内容及び方法を決めて近隣説明を行い、区長協議及び地元説明の結果を事業概要書に添付していただくようお願いしております。

また、太陽光発電施設につきましては、電気事業法に基づき経済産業省に届出し、認可されたものは都市計画法の開発行為の対象外となり、国並びに県において直接規制する方法はございませんが、森林法の伐採、農地の転用等の関係法令に基づく手続についても、各法令を担当する部署で事前協議を実施し、了承を得た後、その結果を事業概要書とともに提出いただくものでございます。

また、環境保全対策につきましても、関係法令担当部局と協議して、必要な届出・許可は全て済ませていただくこととしております。

さらに、工事施工に当たりまして配慮すべき事項への対応、適正な維持管理及び撤去・廃棄についての計画につきましても併せて提出いただくこととしております。

また、市に条例等がないということですが、それによって太陽光発電施設の適地とされている情報は今のところございません。今後、事業用太陽光発電施設の増加に伴い、地域住民と一部の事業者と景観や生活環境の問題等からトラブルの発生が予想されます。

現在、太陽光発電施設の設置そのものを規制する法令等はなく、設置に対する制限がないため、県のガイドラインに沿った施設を設置していただくことで電気事業法以外の法令の遵守もするこ

とによって、市のガイドライン設置の必要性は低いと考えております。

しかし、市といたしましても、太陽光発電施設が設置される近隣住民の不安の声や地元からの提案などをいただいていることから、茨城県に対し、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する要望書」を提出し、ガイドラインの拡充等の新たな制度を要望しております。

また、今後の国・県等の太陽光発電施設に関する基準・法制度化の動向に注視しながら、市民の生命・財産の保全はもとより、その所有者の財産権や再生可能エネルギーの在り方など、様々な立場での観点を考慮し、検討をしてみたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、市長の答弁がございましたが、5月24日付で牛久市長から茨城県知事宛てに「太陽光発電施設の適正な設置・管理についての要望書」が提出されていることは存じております。しかし、内容を見ますと、ガイドラインの充実を要望するだけでは、現在のこういう市民から出されている様々な状況の改善は望めない、このように考えます。

私どもは、この太陽光発電、再生エネルギーの促進を求める立場から、駄目だと言っているのではないんですね。その施設を設置するに当たっては、それなりにきちっとやはり市民や、それからまた事業者、市の責務、そういうようなことをきちっと定めて、それでやっていくべきだというふうに考えております。そういうことから、県のガイドラインではなく市の条例制定、これがもう早急に必要な時期に来ているのではないかと考えます。

お隣の龍ヶ崎市の条例、これを見ますと、目的や定義、市の責務、事業者の責務、市民の責務、適用範囲などが当然のこととして記されております。今、市の条例制定に何が障害になっているのか、再度お尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 この条例につきましては、私たちもいろいろと調査しまして、兵庫県においてもそのようなことで、その県は、県か、神戸市かな、あれは。神戸市ではある程度供託金をもらって認可する。それもちよっと、今裁判なんかではちよっといろいろとあるということでもございました。また、財産法という非常にちよっと厳しい、何ていいますか、何とも言い難い法律がございまして、守谷市でもそういうもので裁判を起こしました。でも、実際これは守谷市が敗訴しております。そういうことで、非常に曖昧な文言しか使えない。そして、その財産法というものを使うとどうしても裁判しても負けてしまうということでもございます。

ですから、私たちのこの要望したものの中に、ちよっと私これ今読んだんですけれども、ある程度の規模にあつては、市の意見書、例えばいろんな施設においても、県は市町村にその意見書を求めてきます。その意見書を求めないと、県がそれを承認しない。そういうものを県に要望しております。これはちよっとこの状況、環境によっては望ましくないといったものは県に上げて、これは無理ですねという話を、ただ、そこにおいても、今度裁判になると、これはなかなか難しいところがあります。ですから、もうちよっと具体的に、県、国が、私たち地方自治体に沿った条例をつくっていただくことが大切なことなのかと。今、これぐらいしか本当に、法律でやっとな訴訟、駄目ですと言ったら逆にやっても勝てる市町村は、今、日本ではどこにもありません。

本当に悩ましいところなんです、こういうものをこれからでもやっていくことが大切であります。

先ほども、当初、取り壊して産業廃棄物になるとどうなるかという話を聞きまして、私も、知合いのそういう施設の方にちょっとそういう話をぶつけたら、今そういうことで外国に行くのが多くて、そういうことだし、今のところは心配ないという話をしていましたけれども、でも、この先々は分かりません。

また、今、ある人はこういうことを言っていました、業者の方は。今、非常に太陽光は単価が低いためにとても採算が合わないという話を聞いていて、投資とその効果について非常にちょっと今薄利なものであるということで、そういう話を聞いております。

ただ、私たちはそれを見逃すことはできませんけれども、現在の法律に沿った、そして大きな指導ができるような法整備がまさしく必要じゃないかなと私は思っています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 市長から法の整備が必要だ、国とか県とか、そういうようなこともありました。ですけれども、今、茨城県内でも21の市町村でこの条例というのでできているんですね。この条例の中で、市の責務、これはお隣の龍ヶ崎市の条例なんですけれども、市はこの条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるもの、このぐらいいか市の責務としてはないんですよ。あと、事業者の責務というのも、該当自治組織の住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。それから適用範囲、これも事業区内が500平方メートルを超える面積については発電事業に適用するとかいろいろ書いてあることは、当然、今、守らなきゃならない。市としてこの条例制定に何が障害になっているのか、非常にやはり疑問となるんですね。

今、先ほど言いましたように、ある日突然に自分の住んでいる地域に太陽光の施設が建つというか、それも、しかも長い時間をかけて建つわけじゃないんですよ。短期間の間にあっという間にできてしまう。本当に住居環境が変わる。自分たちの住んでいるところが、このような場所になるとはまさか思わなかった、このように言っています。

牛久は、たしか水と緑の、このような牛久というのがうたい文句でありました。緑がだんだんだんだんこういうことでなくなってしまうということに大変懸念をするものです。

先ほど同僚議員の質問でも、パネルの廃棄、このようなことがありました。もちろん、今度、条例とかガイドラインでは、その設置後の維持管理、この項目で事業者の責任で撤去や廃棄についても計画を検討していく、このようにあります。しかし、ガイドラインでは、先ほど言いましたように実効力、強制力がないんです。再度この条例制定について市の考え、もう一度、市長から伺いましたけれども、もう少し強い言葉をお願いします。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 様々な条例を見ましたけれども、龍ヶ崎市の条例も見ましたけれども、そうしてください、こうしましょうという話で、強制的な部分を書いていないわけですよ。ですから、そうすると、ここは駄目だから許可しませんということで裁判しても、守谷市のようにこれ

は負けてしまう。そういうものも非常に多くございまして、ただ条例をつくれればこれは抑制できるんじゃないかということも、ちょっと私はどうなのかなと思います。

確かにそういう私たちの住居環境を守るというのは大切なことですが、ただそこにやっている財産法とか、何ていいますか、営業に関するものについては、行政はそこに入り込めない部分がございます。そこをどうして入り込めるようにというか、そういうことを規制というか、こちらの要望をもっと強く出せる方法はないかなということでもいろいろ考えました。私たちは、造る場合は要するに植樹しなさいとか、何メートルうちから離しなさいとか、光によるものはどうかというような話を、庁内でもんでいますけれども、そういうものを出しても、結局、物事にこういうものはどんどん抜け道と、そういうものをつくってくるのが世の常でございまして、そういうことに対して、仮にそういう条例をつくっても、結局、それを裁判でも何でもやって勝ち抜くことができるだけの条例をつくらないと、これは本当に片手落ちになってしまう。

確かに、そういう条例をつくれれば本当にいいのかな、それ以上の何か方法的にないのかなということで、今でもそういう県と協力しながら、また法整備、そして供託金制度、例えば、さっきも言っていますけれども、幾らかそういう制度がございますけれども、でもなかなか、それも法律になじまないということでございました。そういう状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 私も、条例制定ができれば全てが解決するなんていうことは一言も思っていない。条例があれば、やはりそれに沿った対応というのが市ができるわけですね。お願いかもしれない、要望かもしれない。だけれども、1つやっぱり県のガイドライン、これ一本だけではやはり今の住民環境を守れないと思います。以前に環境建設のところでも視察に行って、そして決議というのをを出しております。そういうような議会の中では早急にそういう条例制定を求めている、そのようなことをぜひ受け止めていただきたいというふうに思います。

続きまして、2番目の高齢者、障害者支援の拡充について伺います。

在宅の高齢者、障害者で常時おむつが必要な方、この対象におむつ代の給付事業があります。現在の状況と補助の拡充について伺います。現在の高齢者、障害者の状況はどうか伺います。

それと、障害者は障害者の法律です。高齢者については介護保険での地域支援事業ということになっております。対応が違っております。そのことについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 初めに、高齢者のおむつ給付事業の現状ですが、「牛久市在宅介護者おむつ等給付金支給要綱」により、令和5年3月末時点で351名の方が受給されています。

また、おむつ給付金は介護保険の地域支援事業の一つとして実施しており、国は、第7期計画期間中に実施していた市町村に限って、第8期計画期間中のみの激変緩和措置として実施することとしています。今後につきましては、国の動向を注視しながら、第9期計画の中で、他事業との優先順位等を勘案した上で検討してまいります。

次に、障害者に対するおむつ給付金については、「牛久市在宅ねたきり障害者おむつ給付金支給要綱」に基づき、令和5年5月現在、1名が利用しております。

また、障害児・障害者の紙おむつにつきましては、重度の脳性麻痺等によりおむつが必要な方は、一定条件の下、日常生活用具給付事業で給付が受けられます。現在、8名の障害児、16名の障害者がこの事業で給付を受けております。

以上となります。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、御答弁いただきました。

介護保険のほうにつきましては、対象者がたしか本人非課税というふうになっていると思います。それで、介護保険では先ほど地域支援事業のということでありましたが、この地域支援事業、全体の介護保険のどのくらいの割合になっているのかですね。

それと、先ほどのおむつの介護保険のほうの非課税ですね、介護保険では本人が非課税ということなんですが、それぞれのどのような方、非課税の対象者の内容ですね、それと何人ぐらいが、先ほど人数はおっしゃっていただいたのかな。どういう方が対象となるのか、非課税の範囲ですね。それと、障害者では、これは世帯が非課税というふうになっているんですが、それぞれの実績額について伺います。最初に聞きました地域支援事業の中で定められているおむつの給付金ですね、その金額、その辺も伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 最初に、介護保険の地域支援事業のうちの割合ですが、任意事業として実施されるおむつ給付金の財源構成につきましては、国が38.5%、県が19.25%、第1号被保険者の保険料が23%、そして市が19.25%となっております。

それぞれの対象の目安となるものですが、高齢者のほうですが、非課税の目安となる収入ですけれども、家族構成や各種控除の有無によって大きく変わりますが、一例として高齢者本人のみの世帯であって年金収入だけであると仮定すると、148万円未満の方が非課税となります。

また、障害者のほうですけれども、こちらは住民税非課税世帯と定めており、受給できる年間収入の目安としては、単身世帯であれば93万円、2人世帯であれば137万8,000円となります。

それぞれの昨年度の実績額になりますけれども、令和4年度の実績として、高齢者のおむつ給付金の実績額は1,053万9,587円、障害者のおむつ給付金の実績額は5万5,430円となっております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 先ほど最初の質問の中の答弁で、ほかの事業との優先順位、こういうような御答弁があったと思いますが、他の事業との優先順位というのは何を示しているのかお尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 高齢者のほうですが、おむつ給付金が地域支援事業として来年度以降できなくなった場合ですけれども、このおむつ給付の事業の実施を検討するに当たっては、市単独の事業となってしまうため、現在行っている高齢者の福祉サービスである緊急通報システム、

訪問理美容サービス、外出支援用具購入補助などを含めて、優先順位を検討しなければならないと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、ほかの事業をおっしゃっていただきましたが、どれも大切な、障害をお持ちの方、そしておむつを必要とされている方は、どの事業をとっても大切なものなんです。これについて優先順位をつけるというか、そういうものではなく、例えばこの市の単独、今、地域支援事業の中の割合の中で財源が出ておりました。しかし、このおむつというのは、これから高齢社会になっていって必要とされる方が増えていきます。今、私どもでは、今は非課税が対象となっているんですが、例えば課税世帯ですね、本人が世帯の中で課税になった場合、こういうような中で本人課税も検討をしていくべきではないかというふうに考えます。地域支援事業がこのように介護保険の中でも縮小される、これは非常にやっぱり市民サービスの低下につながるものではないかと考えますが、その辺、介護の中のおむつ補助、本人課税の検討というのはどうかということ伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 繰り返しとなってしまいかもしれませんが、高齢者向けのおむつ給付金は、現在は地域支援事業として非課税者が対象となって実施しているものであります。それが9期計画に向けて国のほうでも、ここを削除するのか継続していくのかというのは、まだ答えが出ていないところではあります。もし地域支援事業の中でやらないということになったときには、対象者本人が課税であっても給付するとなれば、やはりこの枠組みから外れることとなりますので、市単独の事業となります。そうしますと、繰り返しとはなりますけれども、ほかのいろいろな高齢者の事業も含め、ほかのいろいろなサービスを含め、優先順位というか、何が必要なのか、効果を見ながら見ていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうしますと、第9期の介護保険の事業計画の中でこのことは想定される、今本人非課税がなくなるというふうに判断をしていいのかどうか、その辺ちょっと確認をいたします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 9期計画については、まだその部分について国からの提示がありませんので、それを見ながらまた再度検討していきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 介護保険ですね、第9期の計画が多分、今年度中にいろいろとニーズ調査をしながらやっていくんだと思います。高齢社会に向かいますと様々なサービスがいろいろと削減をされる、そういうような想定もされている中で、本当に唯一のこういうようなサービスが削減される。それは本当に、介護保険を利用する人、それから保険料を払っている人にとっては大変冷たい政策ではないかというふうに考えます。再度この問題についてはこれからも取り上げていきたいと思っております。

続きまして、ひとり暮らしの高齢者の問題です。

ひとり暮らしの高齢者の方が今、私どもの地域でも増えております。地域での見守り活動の状況と今後の計画について伺います。

高齢社会になりまして、ひとり暮らしの高齢者がこれからも増えてくると思われます。地域での暮らしをどう支えていくのか、市の関わりが大変重要となってまいります。本人の申請によりまして、要援護者台帳、これに登録があれば行政区や自治会で把握ができます。しかし、困っていても登録を望まない人も確かにおります。そのような場合でも、知り合いとか関係者、例えば民生委員など、そういう方たちが地域住民から情報を得て把握できるのではないかというふうに考えますが、どういうふうに見守り活動をしていくのか、その辺を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 ひとり暮らしの高齢者に対する見守り活動ですが、対象者の把握方法として要援護者台帳があります。台帳への登録は本人からの申請に基づいて行われていますので、見守りが必要な全ての方の登録には至っておりません。地域においてもつながりが希薄化している現状で、他人の介入を好まない場合などがあり、把握がより困難な状況となっております。

一方で、御質問にあったように、見守りや支援が必要な高齢者がいるという相談が関係者や市民から市や地域包括支援センターに寄せられた場合には、まず状況を確認するため訪問を実施しています。本人の状況のほか、生活環境や経済状況なども確認した上で、本人の意向を踏まえ、どのような関わりが必要なのかを検討しています。中には、見ず知らずの人間が関わることに抵抗感を示す場合もありますので、さりげない訪問を重ねて徐々に関係を構築していくことで、介護サービスや医療機関への受診につながるケースもあります。

今後も地域や関係機関との連携を深めながら、ひとり暮らし高齢者の把握と見守りに努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 最初にお聞きしようかと思ったことをちょっと忘れてしまいました。ひとり暮らしの高齢者ですね、独居の高齢者数、今、市が把握している数があるかどうか。たしか以前は牛久で公表されていたと思いますが、直近の男女の数というのをお知らせください。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 独居高齢者の公表については、公表されていたかどうかちょっと確認が取れませんが、ひとり暮らし高齢者数ですけれども、住民基本台帳上では、同居であっても世帯分離をしているなど実態にそぐわない場合も多くあることから、把握は少し困難な状況にあります。そこで、令和2年に実施した国勢調査、5年ごとの国勢調査の結果に基づきお答えしたいと思います。令和2年10月1日を基準日として実施された国勢調査では3,274名でした。この調査の統計データでは、男女の内訳は出ておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 私のちょっと古い記憶しかないんですけれども、たしか敬老の日大会

というのがありました。そのときに、このぐらいの年齢の方は何人ぐらいいて、おひとり暮らしの方が何人だというのを、たしか公表をいただいたような記憶をしておりますので、その時点ではたしか男性が1,000人規模、女性は2,000人規模というふうな記憶しかないんですが、別にひとり暮らしの高齢者が全て支援を必要としているというふうには考えておりません。それぞれ皆さん、健康寿命というか、そういうので御自分でいろんなことをやっていらっしゃる方、たくさんいらっしゃいます。だけれども、中には支援を必要としている方、声を上げられない方、そういう方もいらっしゃるのではないかと思います。

本人申請のほかに、地域には民生委員さんがいます。地域とのつながり、特に高齢者とのつながりが多くあるのではないかと思います。地域では今そのつながりが希薄になっている状況もありまして、認知症の予備軍、こういうようなことから、日頃気になる情報の把握ですね、市のほかの部署との連携、包括支援センターということもありました。しかし、そういうところにもつながりということ、そういうことが非常にやっぱり地域の中ではできにくいということがありますので、その辺の連携についてももう一度伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 支援を必要とする方として対象者を抽出する方法としましては、今話が出ております要援護者台帳になります。こちらは、民生委員さんや地域包括支援センターの日常の関わりの中で、必要な方にその制度を説明し、希望者を登録しています。日頃から気になる方の情報の把握としては、この台帳のほかにも、全ての地区社協において地域の見守り活動も実施していただいているところであり、地域の皆様の情報も大きな情報源となっております。それらの情報をまとめ、この要援護者台帳というものはつくり上げて日々更新されているような状況になっています。その中で、支援を必要な人が出た場合には、市の社会福祉課、高齢福祉課、社協と連携を取りながら支援に当たっているところです。

もう一方、台帳の代わりとなるものとして避難行動要支援者名簿がございます。こちらは、災害時に速やかに安否確認や避難の支援が必要な方として登録しているもので、こちらは市のほうが主導となって名簿を作成しております。これは、高齢福祉課、社会福祉課、健康づくり推進課、保健所等から該当となる方の情報を集約して、年に数回データを更新し、災害時にすぐに役立てるように保管しているものとなっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、部長のほうから、避難のそういう支援についての名簿は市が把握をしているということなんですが、この名簿というのは、市の担当課以外に、例えば行政区とか民生委員さんと共有されているのかどうか、その辺を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 こちらの災害時の名簿につきましては、活用としては、災害が発災した直後に市のほうで速やかに安否確認をするものということになっておりまして、そのデータを災害時になれば個人情報の関係からも関係する人たちに協力していただくために発出している

ということにはなっておりますけれども、通常、平常時においてはその名簿の公開はしていません。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 分かりました。災害時にはその名簿の活用ができるけれども、日常的なそういうものについては、やはり本人申請の要援護者台帳もしくは地域からのいろんな情報によってその情報を把握するしかないということですね、地域での見守り活動、非常にこれから大事になってくると思いますので、引き続き関係を持っていきたいと思います。

次に、3番目として、地域の活動支援センターのことについて伺います。

障害者の地域活動支援センターの充実と拡充ということなんですが、障害者が利用しております地域活動支援センターにおけます利用状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 地域活動支援センターは、障害者が自立した生活を目指すことを目的に、市内3か所の事業所に委託し設置しております。内容は、活動場所の提供、相談支援、障害特性に応じた機能訓練や生活訓練を実施しております。

地域活動支援センターの類型としては、基本的事業として創作的活動、生産活動、地域に合わせた支援があり、基本的事業のほかに相談支援事業等を行うⅠ型、機能訓練等を行うⅡ型、小規模作業所の実績がおおむね5年以上あるⅢ型があり、それぞれの延べ利用人数は、令和5年3月末現在、Ⅰ型は2、293人、Ⅱ型は2、855人、Ⅲ型は利用がありませんでした。

奥野地区にあるⅢ型については、利用登録者数が令和5年4月末現在2名と非常に少ない上に、これまでコロナ禍による事業所閉鎖もあり、令和4年度に再開はしましたが、いまだに利用者がいない状況です。

今後につきましては、利用希望者に制度の周知を図りながら、利用しやすい地域活動支援センターを目指し、事業所に働きかけをしてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、各センターの状況につきましては、利用者の人数とかそういうのが把握できました。しかし、奥野のほうのセンターの利用者、大変少ないということなんですが、プログラムとか、行きたいと思うようなメニューが少ないのではないかとというふうに考えます。精神障害をお持ちの方というのは、お天気とかそのときの体調などによって行きたくない、このような理由は様々だと聞きます。ほかのセンターにつきましては引き続き周知をしながら利用者を増やしていかれるということなんですが、この奥野のセンターにつきまして、少し交通の便も悪いというような意見も聞きましたが、利用者を増やしていく考えについてどうか伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 地域活動支援センターは、繰り返しになりますが、3つの型に分かれて、それぞれ特性によって支援センターを開業しております。Ⅰ型は基本に加え相談事業、Ⅱ型は機能訓練等、Ⅲ型についてはその基礎的事業を主にやる集いの場のような形になっておりま

す。それぞれの目的に合わせて、利用者さんのほうがこういったことを自分はやりたいからこの事業所に行きたいというような、利用者本人が自身の必要とするサービスから事業所を選んでいくという状況になっております。その中でⅢ型がほとんどいないということではあるんですけども、居場所として必要な施設であるということも認識しております。

今後は、その提供メニューの見直しや利用者の送迎等の実施など細かく検討し事業所に促すとともに、委託している市内3つの事業所の内容について詳しくホームページ等で周知して、利用者がより選択しやすいよう環境を整えていきたいと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 この奥野のセンターですね、牛久に以前あったセンターがなくなって、それで家族会の方とかそういう方々が請願を出され、そしてできたセンターだというふうに理解をしています。せっかくこういう形でⅢ型ということでこの活動支援センターができたのに、その辺の利用が少ないということ、先ほど精神障害をお持ちの方はそのときの体調で行くか行かないか非常にやっぱりデリケートな部分を含んでいるということはお聞きしましたが、せっかくできたそのセンターをやっぱり利用しやすいものにしていく、そして委託先の方々に、このメニューとかそういうものをもう少し充実するように、やはり市としても要望していただきたいと思っております。

先ほどちょっと離れているので通にくいというような意見も出ているというのを伝えました。それと、一度行きましたときには、広い部屋に机と、それから人が専門職、そういう方がいないようなことも聞いたんですけども、その辺ではどうなのかということをもう1回ちょっと確認します。この地域活動支援センターに専門職の人的な配置とか、設備をこれからも充実をさせていくための周知とともに、どのような考えを持っているのか、このことを再度伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 奥野にあります作業所のほうには居場所として5名程度の空間を提供していただいているところではありますが、本体のほうでは生活介護、短期入所、グループホーム等をやっている施設でもありますので、担当する職員についての専門職の配置等につきましては、今後また確認していきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 Ⅲ型の基本的事業による職員のうち、1名は常勤にするというようなことは示されておりますが、専門職については再度確認したいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 居場所ということであったとしても、やはりその場所に行けば何らかの関わりを持つ、いろいろな方々と交流ができるということ、やはり支援の充実にもつながっていくと思っておりますので、ぜひその辺を、常勤職員の方がいらっしゃるということですが、その中には専門職も兼ねたような人的な配置、これをお願いしたいと思っております。

様々な問題について今回一般質問をいたしました、地域の環境を守る、そしてまた障害者や高

齢者の支援の拡充について、これからも取り上げてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 先ほどちょっと答弁漏れがございまして、太陽光について、今、市長会のほうに要望書を出す準備をしています。やはり県だけだとどうしても返事がもう一つないので、市長会のほうに今要望を出す準備をしています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 以上で、9番遠藤憲子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番小松崎 伸議員。

〔14番小松崎 伸議員登壇〕

○14番 小松崎 伸 議員 小松崎 伸でございます。どうぞよろしく申し上げます。3年半ぶりということでございますけれども、皆様におかれましては、大分メンバーも替わりましたけれども、どうぞよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

私の質問が今定例会の最後の質問ということでございますけれども、根本市長におかれまして、今回の議会、この一般質問、私で最後ということでございます。市長8年の任期の中で今日が一般質問最後ということでございますけれども、牛久市長らしい答弁をよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

私の場合、一括質問ということでございますので、短くやります。答弁に関しましても、簡潔な答弁をよろしくお願いをいたしたいと思います。

根本市長2期目の総括ということでございます。

まず最初に、危機管理体制についてでございます。

根本市長の2期目は、同僚議員の質問にもありましたけれども、まさにコロナウイルスの2期目というふうに言えると思います。その対応に追われた根本市長の2期目であったというふうなことについては理解をいたしております。その中で、牛久市が過去の感染症の実態、認識、対応、こういったものを全く把握していなかったことに加えまして、準備不足、そして初期対応のまずさ、これにつきましては、いわゆる危機管理の欠如ということを痛感するわけでございます。

そうした中で、世界中では本当に多くの方が亡くなっております。この実態というものは、市長が本気になって市民の命を守る覚悟がない、市民の命を守る覚悟がないということが分かりました。コロナワクチンの初期対応につきましては、市民へのきめ細やかな情報発信、そして高齢者への連絡体制、こういったものが後手後手の対応でございました。連日のように市長を出せと

どなる高齢者、そしてサンドバッグとなった担当部職員、市長室から下りてこない市長という悲惨な実態でございました。

新型コロナウイルスにおけるこの対応は、毎年起こります自然災害、大地震の予兆、ロシアのウクライナ侵攻、北朝鮮のミサイル発射などの対応時にも直結するものであり、決して容認できるものではありません。市民の命を守らなければなりません。危機管理体制について市長の所見を伺います。

次に、牛久市の活力低下についてであります。

牛久市は人口の減少傾向が続いております。特に根本市長の2期目以降の低迷ぶりは、近い将来の牛久市の危機感を感じざるを得ません。国際戦略特区である世界のつくば市、そしてまた、二所ノ関部屋が開所となり人口増加の阿見町など、その勢いとは大きな差が出てきております。牛久市では、コロナ禍の中で市民、事業者に対しどのような対応をしてきたのか、お聞きをいたします。

次に、市長の市民への対応についてであります。

特に市民との触れ合いでは、市役所への来庁者を含む市民からは、市民への温かみがない、無表情との声が多く聞かれるところであります。また、会話、そして市民の要望の中では、話の途中で、駄目駄目、または金がないばかりで、行事の後でも市民との交流もほとんどないのが実態であります。これでは、まさしく市民との話ができません。市民の不満は募るばかりであります。2期目を振り返って、この点について市長の所見を伺います。

次に、市役所内の現状についてであります。

市長と職員との信頼関係、連携不足があまりにもひど過ぎる状況にあります。その第一の原因は、市長の職員一人一人に対する思いやりの欠如にほかなりません。そして、組織として極めて重要な財政、人事についてであります。財政については金がない、人事につきましては特定の行政区出身者のみ優遇するという状況になっております。

このような市役所の運営では、市役所ばかりか、市民にも大きな影響が出てまいります。市内の活性化のため、そして職員が充実した毎日を過ごすため、新しい施策が必要であります。2期目を振り返りまして市長の所見を伺います。

最後に、市長としてのリーダーシップについてであります。

特に、今の時代、リーダーとして欠かせないのは、スピード、実行力、決断力であります。それに加えて、業務を遂行していく上でのネットワーク、そして思いやりの心であります。部下は誰も本当のことは言いません。まさに市長は独りぼっちと言わざるを得ません。この4年間を振り返り、市長が考えるリーダーシップについて所見をお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 牛久市長として、しっかりとした答弁をしたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

市役所内の現状、牛久市長としてのリーダーシップについてお答えいたします。

私の基本理念であります「対話による市民の視点に立った市政運営」は、常日頃から職員に対

して実行しています。課題解決や政策立案について、職員からの説明に傾聴し、最善の方法を考え、方向性を見いだすとともに、また、ミスやトラブルが生じたときには、その原因や責任の所在を明確にすることで再発防止に努めてまいりました。厳しい叱責や私からの指示・命令ではなく、対話を通じたコミュニケーションにより職員との信頼関係を構築し、組織の活性化と自発的、自立的な職員個人の成長を促してまいりました。

一つの具体的な状況をお話ししますと、毎週実施している定例市長決裁の場では、若手職員が私に直接説明して、私が決裁します。業務の内容や進捗状況、時にはプライベートな話題も出るなど、程よいコミュニケーションを取りながら実践的な人材育成をしています。そのようなことがあって、市職員が提案する、例えば近隣公園の水遊び場、牛久駅東口のミスト設置、そして今回のLED対応など、職員からの多くの提案があり、それを実施することができました。業務の内容や進捗状況、時にはプライベートの話題も出るなど、そのような環境で私は職員との場を取りました。

リーダーシップとは影響力であります。よきリーダーとは、人を動かす影響力を持った人であると認識しております。それは時と場合によって様々に変化し、自分が望む方向へ相手の態度や行動が変容することによって、初めてリーダーシップが成り立つものと考えております。

そして、御質問の思いやりという点でございますが、市民の皆様に対しても、市民のために働いている職員に対しても通じることがあります。私は思いやりを持って接してまいりました。市職員として市民の皆様様の様々な困り事に対して、寄り添い、丁寧な対応を心がけるよう常々指導しております。このことが職員による市民の皆様に対する思いやりのある対応につながっていると感じられます。

それから、ネットワークについての御質問でございますが、市長として就任し2期、8年目となり、国、県、近隣市町村長、県外自治体とも人脈を広げ、良好な関係を築いてまいりました。そして、近隣市町村長とは、私たちの生活に密接に関係する消防、水道、ごみ処理など広域的な議論も展開してきたところでございます。特にごみ処理の広域化につきましては、具体的に検討しなければならない時期が差し迫っております。これまで培ってきた人脈、ネットワークを生かして、活発な議論を交わし、最高な方向性を探ってまいりました。

将来的には市役所においても職員の人手不足が懸念される中、安定的、持続的に行政サービスを提供していくためには、進展するデジタル化に対応する職員の育成はもちろんのこと、職員一人一人の意識と能力の向上が不可欠となります。

また、議員（「職員」に訂正あり）の努力が報われる公平公正な人事制度の一つとして、人事評価制度を導入し運用しております。職員の日々の頑張りを評価し、その結果を手当や昇給に反映させることで、職員のやる気を喚起するとともに、仕事に対する姿勢や業務を見直す機会として、職員全体の業務活性化につなげております。

職員への思いやりは市民への思いやりに、そして職員の成長はまちの成長につながっていくと考えています。時にはトップダウンも必要でございますが、支配的なリーダーシップではなく、自発的、自律的に動く職員の育成を図り、市民の思いに共感し、市民の心に働きかけられるよう

な職員づくり、そのような市役所を目指しております。このような中で、牛久市の発展に私は寄与するものと確信しております。

以上でございます。

ちょっと訂正します。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長、続けてどうぞ。

○根本洋治 市長 訂正いたします。

先ほど、「また、議員の努力」と言いましたけれども、「また、職員の努力が報われる公平公正な人事」でございます。

失礼しました。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 コロナ禍の危機管理体制についてお答えいたします。

市では、感染症の危機管理体制として、平成21年の新型インフルエンザ流行を踏まえて、「牛久市新型インフルエンザ行動計画」を同年直ちに策定し、改正してまいりました。この行動計画は、今回の新型コロナウイルスのように、病原性や危険性の高い未知の感染症において、感染による健康被害及び社会生活への影響を可能な限り最小限に抑制することを目的とし、対策本部の設置や各課の役割分担などを詳細に決めた全庁的に実施する計画となっております。

新型コロナウイルス感染症は、急速に世界中に広まり、WHOは令和2年3月11日にパンデミック、すなわち世界的な大流行を表明しました。日本では、令和2年2月1日に指定感染症に位置づけられ、3月13日には新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、法律に基づく対策が講じられました。

牛久市においては、令和2年2月の当初から、行動計画に基づき、部長等による対策会議を複数回開催し、市民の安全を第一に対応を協議していたことから、同年3月17日に、新型コロナウイルス患者の県内1例目が確定した同日に、牛久市新型コロナウイルス感染症対策本部を速やかに設置することができました。対策本部では、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ解散となるまでの間、合計31回の会議を開催し、感染拡大に伴う国や県の対策等に応じた情報提供や、感染予防対策等について対応した結果、感染による健康被害及び社会生活への影響を可能な限り最小限に抑制することができたと考えております。

新型コロナワクチン接種につきましては、パンデミックという日本中が経験したことのない災害の中、市民への速やかな接種体制の構築を図るため、早期より、牛久市医師会及び市内2か所の病院と協議を重ね、協力体制を整えた結果、2病院と2診療所、牛久運動公園武道館において、臨時の集団接種会場設置が実現し、5か所で合計1日最大1,500名の接種体制を確保しました。これにより、初回接種の5割以上を集団接種会場で実施できたことは、市民への早期ワクチン接種に大きく貢献できたと考えます。また、エッセンシャルワーカー等の優先接種者への速やかなワクチン接種、市内高齢者施設、入所施設、牛久警察署等での施設接種にも積極的に取り組み、感染抑制に寄与しました。その後の追加接種で、牛久運動公園武道館を茨城県の大規模接種会場として無料貸与したことは、市民並びに県民の速やかな接種に大きく貢献しております。

また、市民の感染不安を緩和するため、速やかに電話相談窓口を設けて対応するとともに、令和2年8月に市独自で作成した「感染症ガイドブック」を全戸配布して、新しい生活様式の啓発を行い、その分かりやすい内容に市民や他市町村からも好評をいただきました。これら感染予防対策により、牛久市民の感染状況は、都内通勤等、人流が多いまちであるにもかかわらず13.8%と、茨城県全体の感染率13.7%とほぼ同率という状況でした。

現在は、5類への移行に伴い、これまでの対応を一部改め、感染症対策を日常の中で実践していくよう、国からの情報を基に、分かりやすく市民へ周知と推奨を行っているところです。

今後も、突然の新たな感染症流行の可能性を踏まえ、「牛久市新型インフルエンザ等行動計画」を随時見直し、様々な健康危機が発生した場合でも、今回のように迅速に対応できるよう引き続き努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 ワクチン接種当時は、多くの市民が市役所のロビーに来られまして、大きな声を出している方がおりました。でも、その方が後で、ちょっと大人げなかったよななんていう話も、私の耳に入っております。そして、このワクチン接種に当たっても、牛久は広域の県南の武道館を県で指定されましたので使いました。そういうことが、やっぱり近隣の市町村長からも大変評価されました。

そして、牛久市には東日本入国管理センター、それから茨城農芸学院、法務省で管轄の2施設でございますが、初期の対応、ワクチン接種をしたとき、大変感謝されました。そして、このから牛久市が感謝状を頂きました。それは、今、保健福祉部のほうに飾ってあります。

そして、この感染症は、私たちの命も大切ですが、もう一つ、まちの命も大切ということで、私は職員そして商工会と共に様々な、こういう時期に皆さん活動するものの一つにどのようなことが必要、常々、ハートフルクーポン券もそういうことでございます。そのようなことで商工会とも様々な連携を行いました。

確かに、私たちは、この未曾有の感染症に対して、本当にどのように対応したらいいかという話を常にしていました。ある決裁のとき、私に持ってきた職員が、うちの娘がこう言っていましたと話しました。うちのお母さんをもうちょっと早く帰してくださいと。何時まで仕事しているのと言ったら、9時までと。確かにあのときは皆さん大変な苦勞をされました。本当にその職員の家族も大変な思いをしたと思います。でも、私は、この未曾有のこういうものを職員と共に、そして市民と共に、私は、まだ感染症は終わっていませんけれども、一つ、ある程度の区切りができたのかなと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長兼財政課長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 コロナ禍における危機管理体制のうち、牛久市の活力低下に関します御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、感染による健康被害のみならず、外出制限や店

舗の時間短縮営業など、市民生活及び経済活動に多大なる影響を及ぼしました。

本市におきましても、牛久駅、ひたち野うしく駅の利用者数や公共交通の利用者の動向などからも、感染症拡大以前と比較いたしますと3割以上の落ち込みが確認され、市内各事業所におきましては、特に飲食店などの接客を要する店舗で休業を余儀なくされるなど、この影響は目に見えて明らかなものでございました。

そのような中、本市におきましては、国における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症拡大防止対策はもとより、国における支援金の対象とならない世帯への独自給付や、コロナ禍で停滞している行政区の活動が以前のように活発な活動を再開するための助力として「がんばる行政区補助金」を交付し、地域コミュニティの活性化を図りました。

また、事業者への支援といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰等の影響により多大なる影響を受けている認定農業者、運送業、介護施設、医療施設等に対しまして、少しでも事業の継続や負担軽減が図れるよう、支援金の交付を引き続き実施しているところでございます。

さらには、外出自粛や店舗時短営業など、通常の生活がままならず、塞ぎがちとなる状況にあった中で、本市が関連する各種イベントにつきましては、健康被害の拡大防止に配慮しつつ、できる限りの開催を検討し、特に成人式の開催におきましては、新成人の心情を十分に踏まえ、創意工夫を行いながら、一度も中止することなく実施してまいりました。また、かっぱ祭りなどの大規模なイベントの開催が難しい中におきましても、牛久シャトーを活用したイベントなど、先ほど市長からも説明ございましたけれども、商工会を中心とした市内事業者の皆様のご協力により、様々な検討を重ねて実施してまいりました。

このように、本市といたしましては、市民、事業者の皆様のご理解と御協力の下、行政としての役割を果たしながら、市の活力を維持することができるよう、様々な施策及び支援を実施してきたところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 市民への対応につきましてお答えいたします。

各種会議やイベントなどでの十分な市民との対話・触れ合いが少ないとの御指摘でございますが、市長として御案内いただきますのは、主に4月から6月にかけて開催されます各種団体の総会に来賓として参加させていただくことが多く、その場では市長から団体の皆様への日頃の活動に対する御礼と引き続きの御協力をお願いする趣旨での挨拶にとどまります。参加する皆様との意見交換が目的ではありませんので、御指摘のような市民の皆様と意見交換させていただく時間を取ることは実際に難しい状況でございます。公務の都合により、挨拶だけで退席させていただくことが多いのが実情でございます。

一方で、コロナ禍でありましても、感染予防対策をしながら区長会役員の皆様を対象とした意見交換会を開催したり、各種団体の皆様と根本市長が意見交換を行うタウンミーティング「うしくを語ろう」を開催してございます。これまでに、「儲かる農業」をテーマに農業関係団体の皆

様と、そして「地域・世代間交流への取り組みや子どもの遊び場」をテーマに女性団体の皆様とも開催し、今年度は、「健康寿命の延伸」をテーマに、食生活や健康体操に取り組んでいる団体の皆様と開催を予定してございます。市民の皆様との距離を近くして、ざっくばらんに懇談をさせていただき、団体の課題等を直接お聞かせいただく貴重な機会をいただいております。

そのほか、かつば祭りなどのイベントや地域のお祭り、スポーツ大会などの開会式などでは、早くお邪魔し主催者の方々と歓談させていただいたり、地域の方々と触れ合う時間もいただいております。

今後も様々な機会におきまして、市民の皆様との対話や触れ合いの時間をできる限りつくり、御意見、御要望を市政運営に活かしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 様々な答弁がございました。市長も含めまして、各幹部の方の事実とは大分程遠い答弁もございましたけれども、今そのような答弁がございましたけれども、エスカード、そして牛久シャトー、稀勢の里、こういった大どころですね、この3つをとりましても、牛久市の歴史を変える大失政であったことは誰の目にも明らかであります。

9月に行われます市長選挙、これが近づくにつれまして、根本市長の決断が注目の的となっておりますけれども、一番大切なことは、市長選に出るか出ないかではなく、2期8年という市民との約束、これを守るか守らないかであります。

以上で私の質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、14番小松崎 伸議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時50分といたします。

午前11時43分休憩

午前11時50分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第2号ないし議員提出議案第5号の4件、請願第3号及び請願第4号の2件が提出されました

なお、請願第3号及び請願第4号の2件については、サイドブックに登載した請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第30号ないし日程第7、議案第35号の6件並びに日程第8、意見書案第1号及び日程第9、意見書案第2号の2件について一括議題といたします。

○

議案第30号 牛久市文化財保護条例について

議案第31号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第32号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第33号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第34号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第35号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

意見書案第1号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について

意見書案第2号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 これより議案第30号ないし議案第35号の6件並びに意見書案第1号及び意見書案第2号の2件について、順次質疑を許します。

質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。

質疑発言は自己の意見を述べることができないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して明瞭、簡潔に、その範囲を超えないようお願いいたします。また、答弁に際しては、完結かつ簡素、明瞭にされるようお願いいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願いいたします。

初めに、議案第30号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第31号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第32号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第34号についての質疑を許します。10番大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 10番、日本共産党、大森和夫です。議案第34号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について伺います。

答申があつて値上げを来年からというところでやっておりますが、説明の一連の中で実際下水道の使用メーターはないというところで、私も利用明細とか見ていますと、水道メーターがあつて下水道メーターはないので、結果、上水道の使用量100%を下水道料金に負担しているというところでは、市民の中からも、実際水道については全部排水しているわけではなくて、飲料水にも使うし食事でも使う、また庭の散水、自動車の洗車などにも使っているので、100%は下

水道には流れていない。そういう点では、市民は100%に対して疑心暗鬼、不満を持っているというところでは、本来2割3割、使用率を下げ設定をすべきではないかという点について質問いたします。

また、値上げ根拠となった資料を見ていますと、おおむね26%が相当というところを言っておりますが、そこがなぜ30%になっているのかというところですね。各老朽化はいろいろ言っておりますが、そこが約プラス4%になっているというところですね。

あと最後に、平成9年以降、25年値上げをしてこなかったというところで、一気に30%、来年の4月から値上げをしたいというところがございますが、企業会計というところと減価償却、償却資産とか、いろいろ地方公共団体が会計処理するに当たって、そういう財産評価とかいろいろなやり方が変わってきているかと思いますが、なぜこれが、一般的に5年10年をスパンとして、基本計画においても何でもそうですけれども、役所の事業は計画と実績と会計報告、議会に対して行っていると思いますが、なぜ下水道については、そういう収支の先行き、計画等々がチェックされなくて、いきなり25年たって30%になったという経過について説明を求めます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長兼下水道課長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

まず、水道メーターについてでございますけれども、今お話のありましたように、水道のメーターの検針、こちらの水量を下水道の使用量という形で水道メーターがついている使用者様については御請求をさせていただいているのは事実でございます。また、メーターのついていない、例えば井戸水でありますとか、井戸水でもメーターをつけている方もいらっしゃいますけれども、メーターのついていない井戸水である場合については、1人当たり1か月6立方メートルを使用するというふうな形で、6立方メートル掛ける人数という形で請求をさせていただいている状況でございます。

先ほど御質問にもありましたとおり、100%ではないのではないかというような御意見があるということについては私どもも認識をしております。ただ、メーターを別途つけるということをしている方もいらっしゃいます。下水道専用のメーターを御自身でつけていらっしゃる方については、そちらの下水道メーターのほうの指針で請求をさせていただいている。ただ、自己負担になってしまいますので、それを御自身でつけるのか、水道メーターでつけるのかというのは御自身の判断になってしまいますので、基本的には別につけるという方がほとんどいなくて、事業所ぐらいしかいないと思います。汚水量のメーターをつけているところはですね。それで、結果的には水道メーターで請求をさせていただいているというのが実情でございます。ですので、そちらについては2割3割を減額してというふうな考えは現在ございません。

30%というところがございますが、こちらにつきましては、改定後の増加額としての算出をさせていただいております。今回改定の試算をさせていただいているのが、令和6年度から令和10年度の5年間の見通しというものを立てまして、そちらから算出をしている状況です。この中には、国立社会保障・人口問題研究所、通称社人研ですね、こちらで出している人口ビジョン

等も反映をさせまして、ストックマネジメント計画、修繕計画ですね、こちらも反映をさせた上で、令和6年から令和10年までの試算をしたところ、現在の使用料体系のまま使用料収入で試算をしていくと、5年間で11億6,600万円不足するという試算が出ました。そちらを今の改定前の使用料収入で割り返すと29.7%という数字が出たというところで、約30%というお話をさせていただいたところでございます。年間にしますと、約2億3,300万円ほど不足をするというふうな平均値が令和6年度から令和10年度までの試算でございます。

それと、25年以上たって改定という部分でございますけれども、この背景としましては、まず1つは、可能な限り使用者様の負担を増やしたくないというのが1つございました。これまで何とか使用料は値上げしないで下水道事業というものを運営してきたというところでございますけれども、実際のところ、他自治体ではできている修繕、補修、長寿命化等がなかなか同じレベルでできていないのではないかと、老朽化等が進んでいるというのが実情でございます。汚水処理原価というものがございましてけれども、そちらについても牛久市は近隣もしくは茨城県内の平均値と比べると安い実情です。なぜ安いかというと、それだけ必要な手当てができていない、お金をかけていないから安く済んでいるということで、その分施設はどんどん傷んできているというのが実情でございます。それが1つ。

それと、令和2年度から、下水道事業については、総務省の通達がありまして公営企業会計というものを導入してございます。こちらは、全国の人口3万人以上の自治体については令和2年度までに公営企業会計を導入しなさいという国からの通知があつて実行したわけでございますが、令和2年度に公営企業会計を導入いたしまして、公営企業会計を導入した自治体においては少なくとも5年に一度、下水道使用料が適正かどうかの検証を行うと。また、さらにその結果を公表するとともに、おおむね10年間のロードマップというものを国に提出するということが交付金を受ける要件となっております。

こちらについては、直近の話でいきますと令和6年11月末までに社会資本整備総合交付金、こちらの重点事業を受ける要件としまして、令和6年11月までにもし該当する場合は見直しが必要だというふうな通知が県から来ておりますが、内容としましては供用開始後30年以上を経過している公共下水道、牛久市は47年経過しております。使用料単価が1立方メートル当たり150円未満、こちらについても牛久市は150円いっておりません。経費回収率が80%未満、こちらについては、80%以上令和3年度決算ではいってございますけれども、令和2年度決算では80%を切っております。だから、現時点でこれはクリアはしてございますけれども、経費回収率、令和4年度の決算がまだ、9月議会で皆様に承認の上程をさせていただきますが、非常に令和3年度と比べて悪くなる見通しであるということで、この80%未満というのはこのままいくとそう遠くない未来に切ってしまうのではないかとこの状況です。それともう1点、15年以上使用料改定を行っていない。こちらは牛久市としては25年以上改定を行っていないということで、この4つの条件をクリアしないと社会資本整備総合交付金の重点事業としての位置づけの要件を満たさなくなるというふうな状況でございます。その補助金を受けられなくなるということも何としても避けなければいけないということで、今回、一番は、5年に一度の必要性というもの

を検証した結果が改定が必要だという結論に至ったというところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 詳しい御説明ありがとうございました。

補助金対象にならないということは理解できます。また、そういった今年の電気料金の値上げ、またガソリン等々の原油の値上げ、また各商品の値上げ、大分、市民生活を直撃しております。そういう意味での配慮で来年4月というところも理解はしております。今後、さきの議会答弁の中でもあったように、市民に対してはより一層のPRと説明をしていくというところも分かっておりますが、大変市民からも大分意見も寄せられるかと思っておりますので、今後、そういうスパンの中で利用料の在り方、施設整備費、維持費、改修ですね、トータル的に見直しを含めて行っていただきたいと思っております。

また、先ほどはちょっと申し忘れましたが、そういう生活弱者、非課税世帯や障害者などに対する軽減処置がないので、今後はそういった面からも検討をしていただきたいという要望を添えて、質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。9番遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今回の下水道の料金改定のことなんですけれども、例えば、この今回の中には災害などが発生したときの軽減策ということがうたわれておりませんが、そういうことは想定しているのか、いないのか、その辺を伺います。

それとあと、今回下水道のほうは税別ということなんです、上水道のほうとの整合性はどうかというところを伺います。

それとあと、改定によりまして、先ほど令和6年から10年の間、約5年間で11億6,600万円不足するということでの改定ということなんです、収入増によりまして污水管の整備の計画というのが立てられるのかどうか、その辺を伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長兼下水道課長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

まず、災害時というものを想定しているかというところでございますが、基本的にはこちらは平時の使用料の収入と計画を立てた修繕、ストックマネジメント計画に基づいた修繕、この今現時点で立てられている計画に現時点の使用料で賄い切れる、切れないというふうな試算をしておりますので、大規模な地震であるとか台風だとか、ここ最近の異常気象と言われるような状況、そちらについては十分理解はしておりますけれども、それを反映させるとなるとやはりそれなりのおおきな規模を想定した上で上乗せする形になりますので、使用料の改定率としては非常に高くなる。そこについては見込んでおりません。

それで、使用料の改定のほうには見込んでいませんけれども、ストックマネジメント計画とは別に、雨水管理総合計画というふうな計画を立てて、浸水想定区域であったり、そういうものをシミュレーションをして、そのシミュレーションの結果からどこを先に手当てをしていくべきかというような、こちらは補助金のメニューでございますけれども、そちらも逆に補助を受ける上

が必要であるということも含めて計画を立てているところでございますので、それはそれとして、今回の改定については、あくまでも計画的なストックマネジメント計画維持修繕費、もしくは城南流域下水道への維持管理負担金、そういうふうな費用ですね、かかる費用と使用料収入で足りない部分。この中には一般会計からの繰り出しというもの、こちらは雨水公費・汚水私費という考え方が下水道事業の場合は一般的に原則としてありますので、雨水処理に係る費用については一般会計から繰り出すという、総務省が毎年基準を設けております。その中で雨水処理に係る費用は一般会計から繰り出すべきだという基準が出ていますので、その基準に沿ったものは一般会計から今後も繰り入れをしていきます。その基準を超えた繰り出しですね、そちらが先ほど言った11億6,600万円になる見込みだということで、基準外の繰り出しをいただかないでしっかり下水道事業を運営するというふうな意味合いで計算をしておりますので、災害等というものについては突発的なものと捉えて試算の中には入れておりません。

あと、消費税の話でございますけれども、消費税、今までの牛久市の下水道料金表でいきますと、税込みで表示をされておりました。10円単位でございましたので端数が生じません。今回については、より試算の中で抑えられる部分は抑えよう、細かく計算をしようということで1円単位で料金を設定させていただいております、超過料金ですけれども、そうすると、内税にすると小数点以下という部分が出て誤差がどんどん出てくるということで、消費税別という形で新たに料金表の設定をさせていただいたところでございます。

県南水道との整合性でございますが、県南水道で下水道料金も合わせて一元徴収はしておりますが、上水道料金が幾ら、下水道料金が幾ら、なので合わせて幾らですという請求をさせていただいているので、県南水道が内税、下水道が外税となったとしても、そこに弊害は生じないというふうに考えております。

あと、収入の増によって下水道、汚水の整備というものがというお話ですけれども、基本的に新たな面整備等を行う場合には、下水道の整備の財源としましては、国の補助金、それと下水道事業債、あと新たな地区であれば受益者負担金ですね、都市計画法に基づくものですが、そちらを財源として整備をしていくということで、今回の使用料の改定については、使用料で賄うべき費用ということで、新設整備ではなくて修繕、今ある施設の改築・修繕もしくは先ほども申し上げましたが流域下水道への維持管理負担金等ですね、必要な経費、使用料で賄うべき経費という部分での試算をしておりますので、新設整備というのはちょっとまた別の話というふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 9番遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 災害での軽減策というのは、この下水の利用者の中に大口の利用者がいるということがうたわれておりましたので、その辺の対応というのも、いざ前の大震災のときに一時的にそういうような発生がしたときに対応を取っていなければ混乱するのではないかとということで、その辺の対応を聞きました。

それと、この収入増というか、先ほどの6年から10年の間の11億6,600万円不足分に

対する改定だということで、新設のほうの整備ではないということなのですが、ストックマネジメントではたしか汚水の整備についてもうたっていると思いますので、その辺をもう少し詳しく、また、計画があるならばその計画についてお示しいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長兼下水道課長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

ストックマネジメント計画につきましては、汚水・雨水ポンプ場施設という形で、それを総合的に牛久市内にある下水道施設を全て網羅した上で、それを一つの施設として予防保全的に平準化した施設修繕をしていくというものを計画化したものでございまして、新設整備というものはストックマネジメント計画の中には含んでおりません。ポンプ場であるとかそちらの部分についても、今までストックマネジメント計画を策定する前というのは、エリアごと、例えば東みどり野地区の汚水管渠であるとか、どこどこポンプ場であるとか、そういう個別の施設として長寿命化計画というものがございました。それではなくて施設全体として捉えてやっていくべきだという国の方針が出たのが今回のこのストックマネジメント計画ということで進めておりますので、あくまでも現在あるストックですね、施設・設備、こちらの修繕計画というふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第35号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第2号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号ないし議案第35号の6件並びに意見書案第1号及び意見書案第2号の2件については、会議規則第37条第1項の規定により、サイドブック스에登載した付託表のとおり、それぞれの所管委員会に付託いたします。

令和5年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務企画常任委員会

議案第31号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

◎教育文化常任委員会

議案第30号 牛久市文化財保護条例について

意見書案第1号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について

◎保健福祉常任委員会

議案第32号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第33号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

意見書案第2号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出について

◎環境建設常任委員会

議案第34号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

◎予算常任委員会

議案第35号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

○諸橋太一郎 議長 つきましては、受託案件を審査終了の上、来る6月19日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第10、議員提出議案第2号ないし日程第13、議員提出議案第5号の4件を一括議題といたします。



議員提出議案第2号 特別委員会の設置について

議員提出議案第3号 特別委員会の設置について

議員提出議案第4号 特別委員会の設置について

議員提出議案第5号 特別委員会の設置について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。3番藤田尚美議員。

〔3番藤田尚美議員登壇〕

○3番 藤田尚美 議員 議員提出議案第2号、第3号、第4号、第5号、朗読をもって提案理由といたします。

初めに、議員提出議案第2号、特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

交通体系整備促進調査特別委員会は、本市の重要課題である常磐線快速電車の土浦までの延伸、

首都圏中央連絡自動車道の早期の4車線化並びに関連アクセス道路の早期整備、国道6号・同408号バイパスの早期整備の促進及びデマンド型を含めた新しい公共交通システム網整備のための調査研究を行うため、地方自治法第109条及び牛久市議会委員会条例第6条の規定に基づき設置するものです。

なお、委員定数は7人とし、調査期間は付議事件の調査終了までとし、議会の閉会中も調査研究ができることとするものです。

次に、議員提出議案第3号、特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議会改革推進特別委員会は、これまで3期にわたり特別委員会において議会改革の推進に向けた取組を行ってきましたが、議会改革検討項目の調査・検討をこれからも継続し、開かれた議会を推し進め、議会改革を推進していく必要があることから、議会改革の推進に関する特別委員会を地方自治法第109条及び牛久市議会委員会条例第6条の規定に基づき設置するものです。

なお、委員定数は7人とし、調査期間は付議事件の調査終了までとし、議会の閉会中も調査研究ができることとするものです。

次に、議員提出議案第4号、特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

広聴特別委員会は、市民の地方自治と議会へ関心を惹起し、開かれた議会を推し進める役割を果たしてきた議会報告会について、これからも継続して実施していく必要があること並びにその際に市民からの様々な意見や要望などを議会として整理し解決していくためには、専属の委員会を設置し、市民の要請である広聴機能を強化するために、議会の広聴に関する特別委員会を地方自治法第109条及び牛久市議会委員会条例第6条の規定に基づき設置するものです。

なお、委員定数は7人とし、調査期間は付議事件の調査終了までとし、議会の閉会中も調査研究ができることとするものです。

次に、議員提出議案第5号、特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の今後の在り方について検討し、これら3組合の今後の在り方について牛久市議会の姿勢と考え方を明らかにするため、地方自治法第109条及び牛久市議会委員会条例第6条の規定に基づき設置するものです。

なお、委員定数は7人とし、調査期間は付議事件の調査終了までとし、議会の閉会中も調査研究ができることとするものです。

以上、提案の理由といたします。よろしく願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で3番藤田尚美議員の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第2号ないし議員提出議案第5号の4件について順次質疑を許します。

初めに、議員提出議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議員提出議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議員提出議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議員提出議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議員提出議案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号ないし議員提出議案第5号の4件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号ないし議員提出議案第5号の4件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号ないし議員提出議案第5号の4件について順次採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

暫時休憩いたします。

午後0時22分休憩

午後0時26分開議

○諸橋太一郎 議長 再開いたします。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

暫時休憩いたします。

午後0時26分休憩

午後0時26分開議

○諸橋太一郎 議長 再開いたします。

初めに、議員提出議案第2号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第3号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第4号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第5号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま可決いたしました議員提出議案第2号ないし議員提出議案第5号の4件につきまして、各特別委員会の委員を選任するために、交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任について、議会改革推進特別委員会委員の選任について、広聴特別委員会委員の選任について及び稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会委員の選任についての4件について、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任について、議会改革推進特別委員会委員の選任について、広聴特別委員会委員の選任について及び稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会委員の選任についての4件を日程に追加し、追加日程第1ないし追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

初めに、追加日程第1、交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

○

追加日程第1 交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任について

○諸橋太一郎 議長 交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8

条第1項の規定により、議長において、19番黒木のぶ子議員、13番山本伸子議員、6番甲斐徳之助議員、8番塚原正彦議員、2番伊藤知子議員、12番出澤大議員、20番高嶋基樹議員、以上7名の議員を指名し、選任します。

交通体系整備促進調査特別委員会委員

委員	黒木のぶ子	委員	山本伸子
委員	甲斐徳之助	委員	塚原正彦
委員	伊藤知子	委員	出澤大
委員	高嶋基樹		

次に、追加日程第2、議会改革推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。



追加日程第2 議会改革推進特別委員会委員の選任について

○諸橋太一郎 議長 議会改革推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、22番石原幸雄議員、9番遠藤憲子議員、17番杉森弘之議員、15番伊藤裕一議員、1番鈴木勝利議員、4番磯山和男議員、7番水梨伸晃議員、以上7名の議員を指名し、選任します。

議会改革推進特別委員会委員

委員	石原幸雄	委員	遠藤憲子
委員	杉森弘之	委員	伊藤裕一
委員	鈴木勝利	委員	磯山和男
委員	水梨伸晃		

次に、追加日程第3、広聴特別委員会委員の選任についてを議題といたします。



追加日程第3 広聴特別委員会委員の選任について

○諸橋太一郎 議長 広聴特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、18番須藤京子議員、15番伊藤裕一議員、6番甲斐徳之助議員、1番鈴

木勝利議員、4番磯山和男議員、11番加藤政之議員、20番高嶋基樹議員、以上7名の議員を指名し、選任します。

広聴特別委員会委員

委員	須藤京子	委員	伊藤裕一
委員	甲斐徳之助	委員	鈴木勝利
委員	磯山和男	委員	加藤政之
委員	高嶋基樹		

次に、追加日程第4、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会委員の選任についてを議題といたします。



追加日程第4 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会委員の選任について

○諸橋太一郎 議長 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、22番石原幸雄議員、16番柳井哲也議員、17番杉森弘之議員、14番小松崎伸議員、3番藤田尚美議員、5番池辺己実夫議員、10番大森和夫議員、以上7名の議員を指名し、選任します。

稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会委員

委員	石原幸雄	委員	柳井哲也
委員	杉森弘之	委員	小松崎伸
委員	藤田尚美	委員	池辺己実夫
委員	大森和夫		

なお、交通体系整備促進調査特別委員会、議会改革推進特別委員会、広聴特別委員会及び稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において、交通体系整備促進調査特別委員会、議会改革推進特別委員会、広聴特別委員会及び稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会を本日本会議終了後に招集しますので、委員は事務局の案内に従って御参集ください。

次に、日程第14、休会の件を議題といたします。



休会の件

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。休日、委員会審査及び議事整理のため、明日10日から18日までの9日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、明日10日から18日までの9日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後0時34分散会